

平成20年3月12日制定

平成23年1月28日改正

平成30年10月22日改正

情報の公表及び提供に関する指針

（目的）

第1条 この指針は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号。以下「公開条例」という。）第15条の規定に基づき、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表及び提供に関し必要な事項を定めることにより、市民との信頼と協調に基づく市民参加の都市づくりの進展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報の公表 実施機関が保有する情報のうち、次条の規定により公表するものとされた情報を市民の利用に供することをいう。
- (2) 情報の提供 実施機関が保有する情報を自主的・任意的に市民の利用に供することをいう。
- (3) 実施機関 公開条例第2条第2項に定める市長その他の実施機関をいう。

（情報の公表）

第3条 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものを公表するものとする。ただし、当該情報が公開条例第6条各号に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当するときは、この限りでない。

- (1) 総合計画その他各行政分野における基本的な計画又は方針
- (2) 新潟市市民意見提出手続条例（平成19年新潟市条例第71号）の規定に基づく市民意見提出手続の対象となる政策の案
- (3) 新潟市附属機関等に関する指針に定める附属機関等における答申，報告書，会議録，会議資料等
- (4) 公開条例第8条に規定する公開請求を受けて公開することが通例となっている情報のうち、公表することが市民の利便の向上又は効率的な行政運営に資すると認められるもの
- (5) その他実施機関が別に定める市政に関する情報

（情報の提供）

第4条 実施機関は、前条各号に定める情報以外の当該実施機関が保有する情報

（非公開情報を除く。）についても、積極的に情報の提供を行い、市の諸活動を市民に説明する責任が果たされるよう努めるものとする。

（情報の公表及び提供の方法）

第5条 情報の公表については、次の第1号、第2号及び第3号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 市政情報室における閲覧
- (3) 実施機関の保有する情報を所管する課における閲覧

2 公表する情報が大量である場合等で、前項に規定する方法により公表することが困難なときは、同項に掲げる方法のいずれか又はその他効果的な方法により行うことができる。この場合においては、当該情報の概要及び入手方法を明らかにするものとする。

3 情報の提供については、前2項に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合においては、効果的なものを複数選択して行うよう努めるものとする。

（市民への周知）

第6条 情報の公表又は提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすいものとするよう努めるものとする。

2 実施機関は、情報の公表を行う場合（第3条第2号及び第3号に掲げる情報を除く。）又は前条第1項第2号の方法により情報の提供を行う場合には、総務部総務課長に対し、情報公表等報告書（別記様式。以下「報告書」という。）及び当該情報に係る資料を提出するものとする。

3 総務部総務課長は、実施機関から提出された報告書に基づき、情報の公表に係る一覧表を作成し、市政情報室及び市のホームページにおいて市民の閲覧に供するものとする。

（他の制度との調整）

第7条 情報の公表について、法令、条例、規則又はこの指針以外の要綱等に別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

（その他）

第8条 この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年11月 1 日から施行する。

別記様式（第6条関係）

情報公表等報告書

情 報 の 名 称			
公表・提供の区分		公 表 提 供	
		公表の場合の該当条号	第3条第 号
所 管 課 名		部 課 係 (担当者名 内線)	
閲覧の開始日及び 終了日 ※指定する必要がある 場合記入		年 月 日 開始 年 月 日 終了	
公 表 ・ 提 供 の 方 法	閱 覧 場 所	市政情報室 所管課	
	ホームページ	掲載あり 掲載なし (H P アドレス)	
	その他の方法		
(提出資料)			